

青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律の改正（令和3年5月19日公布）により、令和5年4月1日から地方公共団体等は、新法が規定する全国的な共通ルールに基づき個人情報を取り扱うこととなる。その上で、地方公共団体等においては、開示請求に係る手数料など、法律の施行に必要な事項を条例で定めることとされたことから、条例を制定するものである。

2 条例の主な内容

(1) 開示決定等を行う実施機関 ⇒ 新法と同様とする。

項 目	現行条例	新法	新条例
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、議会、市が設立した地方独立行政法人	地方公共団体の機関（財産区を含み、議会を除く。）、地方独立行政法人	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、 <u>財産区</u> 、市が設立した地方独立行政法人

(2) 保有個人情報の開示決定等の期限 ⇒ 現行条例と同様とする。

項 目	現行条例	新法	新条例
① 開示決定等の期限	15 日以内	30 日以内	15 日以内
② 開示決定等の期限の延長 （事務処理上の困難等がある場合）	30 日以内	30 日以内	30 日以内
③ 開示決定等の期限の特例 （開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合）	相当の部分につき 45 日以内に 開示決定等	相当の部分につき 60 日以内に 開示決定等	相当の部分につき 45 日以内に 開示決定等

(3) 保有個人情報の開示請求に係る手数料 ⇒ 現行条例と同様とする。

項 目	現行条例	新法	新条例
手数料	無料	条例で定める額	無料

(4) 開示請求による文書等の写しの交付等に係る費用負担 ⇒ 現行条例と同様とする。

項 目	現行条例	新法	新条例
費用負担	実費	—	実費

(5) 運用状況（開示請求等の件数等）の公表 ⇒ 現行条例と同様とする。

項 目	現行条例	新法	新条例
運用状況	公表	—	公表

3 その他

(1) 個人情報の保護に関する法律の適用に伴い、青森市個人情報保護条例を廃止する。

また、以下の条例について引用条項を改正するなど、所要の整理を行う。

- ① 青森市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ② 青森市情報公開条例
- ③ 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ④ 青森市まちづくり基本条例

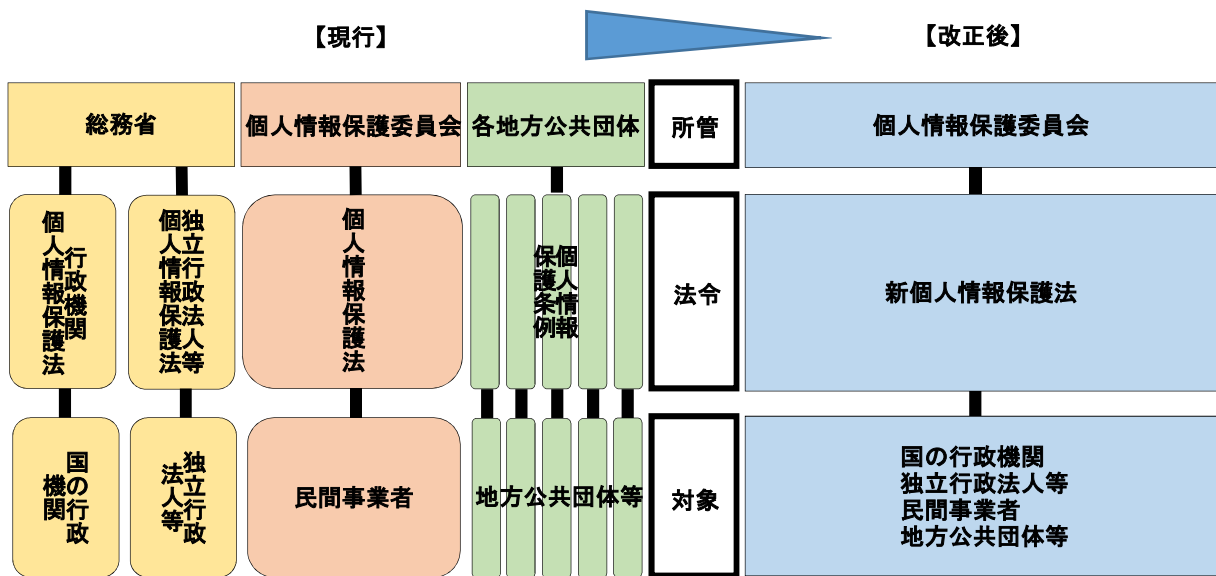
(2) 施行日

令和5年4月1日

個人情報の保護に関する法律の改正概要について

1 法改正の概要

- 個人情報の保護に関する法律の改正（令和3年5月19日公布）により、これまで異なる法令で規定されてきた民間事業者、国の行政機関、独立行政法人及び地方公共団体等の個人情報保護に係る規律を同法に統合
- 独立規制機関である個人情報保護委員会が個人情報の取扱いを一元的に監視・監督する体制を確立
- 地方公共団体等における施行日は令和5年4月1日



2 新法の主な内容（共通ルール）

①個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の保有は、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</li> <li>○保有個人情報の漏えいの防止等、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</li> </ul>
②開示、訂正及び利用停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を本人等が請求できる。</li> <li>○開示請求をする者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない。</li> </ul>
③個人情報保護委員会との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体は、個人情報保護委員会に対して情報の提供を求めることができる。</li> <li>○保有個人情報の漏えい等、個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体は、法律の施行に必要な事項を条例で規定できる。</li> </ul>

※本市における①個人情報の取扱いや②開示、訂正及び利用停止については、現行の青森市個人情報保護条例においても運用されているもの。